

ユニバーサル社会づくり総合指針 文言比較

めざすべき社会像

現行

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会



前回

全ての人が尊重され、互いに支え合い、持てる力を発揮して活躍することができる社会



今回

全ての県民がユニバーサル社会の当事者として互いを尊重し、支え合い、持てる力を発揮し、地域社会の一員として、自分らしく楽しく活動し自己実現することができる社会

「めざすべき社会像」の始めの部分に、「全ての県民がユニバーサル社会の当事者として」というような文言を入れる
みんながコミュニティの一員でここでの生活をenjoyすることができる
持てる力を発揮して「活躍」ではなくて、例えば「自己実現」というような言葉の方がいいかもしれない

★全体共通★

- ・アップデートする限りは新しい状況の変化、あるいは言葉では入っていないがマイノリティ、ここ10年くらいだったらハラスメント、ヘイトスピーチ等一般に定着してきた言葉を活用する、そういう状況を踏まえて書き込んでいくということが必要かと思う
- ・一般の人は条例の名前を入れても分からないので、ワンポイントなどの説明があるのではないか
- ・行政の文書は文字が多いので、もう少し絵を入れるなど、親しみやすいものとなるようにしてほしい

現行 基本理念 1 「ひと」

人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが一人の人間として生きていける社会、地域社会の一員として相互に人格と個性を尊重し、理解し、支え合う社会をめざす



前回 基本理念 1 「ひと」

相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが社会の一員として相互に人格と個性を尊重し、理解し、支え合うひとづくりを進める



今回 基本理念 1 「ひと」

人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

年齢、性別、障害、文化、**民族**などの違いにかかわらず、だれもが社会の一員として人格と個性を尊重し、理解し、支え合うひとづくりを進める

ひとづくり

- ・「民族」を入れなくてもいいのかなと思っている。日本が多民族社会になってきている時に、文化ということだけではどうか
- ・「相互に」となると一対一の対人関係だけというようになるのではないか

- (1) 学校教育や生涯学習等様々な場を通じて豊かな心を育み、基本理念への理解を深める機会の提供
- (2) 家庭、自治会その他の地縁団体等と連携した障害のある児童及び生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施
- (3) ユニバーサル社会づくりを地域及び職域において率先して行う人材並びにユニバーサル社会づくりに資する建築、福祉等の専門的知見を有する人材の養成

前回案《県施策の基本的方向》

- (1) 様々な場を通じて豊かな心を育み、ユニバーサル社会づくりの基本理念への理解を深める機会の提供
- (2) 障害など困難を抱える子どもが自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施
- (3) ユニバーサル社会づくりを地域や職場で率先して行う人材や専門的知見を有する人材の育成

今回改正《県施策の基本的方向》 (1) 全ての人への啓発 (2) 当事者である子どもへの教育 (3) ユニバーサル社会を推進するための人材育成

- (1) 障害など困難を抱える人や多様なバックグラウンドのある人との主体的な関わりなどを通じた、人を思いやる豊かな心の醸成、ユニバーサル社会づくりの基本理念への理解を深める機会の提供
- (2) 困難を抱える子どもが自立して社会参加・参画するための基盤となる生きる力を育むための子どもの意見も尊重した教育の実施
- (3) ユニバーサル社会づくりを地域や職場で率先して行う人材や専門的知見を有する人材の確保

- (1) ・「障害など困難を抱える人や多様なバックグラウンドのある人をもっと主体的に知ることで」
 - ・思いやりを持って接する気持ちのある子を育てることを継続的にやるのが、これからの福祉に対して、プラスになっていく
- (2) ・むしろ「障害」をとっていいのではないか
 - ・子供の声にもちょっと耳傾けようよ、という部分がどこかで出てくるといいと思う
 - ・「困難を抱える子ども」の方がいいと思うが、そうすると、障害者を忘れてないか、ということが言われてしまわないか
- (3) ・世話する側のケア体制がきちんとないとますます人材不足になっていくのでは。体制の整備が進むことが福祉の充実になる
(「2 参加」で出た意見)

現行 基本理念 2 「参加」

全ての人とその能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会

だれもが自らの能力を発揮して働いたり、地域社会の様々な活動に参加できるよう、多様な選択肢が用意された社会をめざす。また、障害のある人の社会参加、参画を実質的なものとするため、障害のある人が自らの能力を最大限発揮できる機会を確保する



前回 基本理念 2 「参加」

全ての人とその能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会

だれもが自らの能力を発揮して働くとともに、地域社会の様々な活動に参加できるよう、多様な選択肢が用意された社会をめざす。また、障害のある人などの社会参加にあたっての障壁を取り除き、自らの能力を最大限発揮できる機会を確保する



今回 基本理念 2 「参加」

全ての人とその能力を発揮して、多様な社会参加・参画ができる社会

だれもが自らの能力を発揮して働くことや、地域社会の一員として様々な活動に参加・参画することができるよう、障壁を取り除き、多様な選択が用意された社会をめざす

- ・「多様な社会参加ができる社会」というところに社会参加+「自立」、というような文言が入るのがいいのかもしれない
- ・障害をもった方とか困難を抱える方がしてもらうのではなくて担い手になることが自立につながるし親御さんの安心につながる
- ・「参加・参画」と、この両方が入っていないと自分が能動的に何をするかとか能動的に何をしてくれるのかということにならない
- ・「自立」を使うことに非常に慎重にならざるをえない。特に(1)の「自立」は別の言葉に変える、あるいは書かない方がよいのでは
- ・場合によって強制を伴うような響きもあるので「自立」という言葉は難しい
- ・人から「自立」という言葉を言われると結構傷つく人もいるかもしれない
- ・「参加」は社会の活躍する一部になってほしいという視点で

前の案は、働くこと前提になっていたので表現を変更。「自らの能力を発揮」が重複していたので整理。
主語が「だれもが」になったため、「障害のある人など」を削除、「社会参加にあたっての」も無くても意味が通るため削除

現行《県施策の基本的方向》

- (1) 高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択することができる環境の整備
- (2) 高齢者による子育て支援その他の地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を促進する体制の整備
- (3) 障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための相談機関の設置その他の支援の体制の整備
- (4) 文化芸術活動、スポーツ等を通じた、高齢者、障害者及び外国人をはじめ、様々な人との交流の促進

前回案《県施策の基本的方向》

- (1) 全ての人がそれぞれの状況や能力に応じて、いろいろな働き方を選択し自立をめざすことができる環境の整備
- (2) 地域に見守られながらだれもが安心して出産し子育てができる体制の整備
- (3) 障害者や複合的な要因又は制度の狭間で困難を抱える人などが社会参加し、自分らしく暮らしていく上で障壁となるものを除去するための支援体制の整備
- (4) 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援体制の整備
- (5) 地域活動や文化芸術、スポーツ活動を通じた交流と社会参加及び自立の促進

(2) 出産・子育て支援全般((4)除く)(3)は複合的・制度の狭間の課題を明記(地域福祉支援計画)(4)H30以降新たな取組の多い子どもも対象

今回改正《県施策の基本的方向》

- (1) 全ての人がそれぞれの状況や能力に応じて、ICTの活用やマッチングなどにより、多様な職種及び働き方を選択することができる環境の整備
- (2) 地域に見守られながらだれもが安心して出産し子育てができる体制の整備
- (3) 複合的な要因又は制度の狭間で困難を抱える人などが直面する障壁を除去するための支援体制の整備
- (4) 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援体制の整備
- (5) 地域活動や文化芸術、スポーツ活動、ユニバーサルツーリズムなどを通じた交流と社会参加・参画の促進

- (1)・働きたい人と雇いたい人のマッチングで実際に困っている人がいるので、就労の部分で何かもう少し書けないか。取組方針の中に書くかどうかはともかく、何か反映できないかなと思う
 ・もう少し多様な働き方について踏み込んでもいいかなと思う。
 ・(上記委員の意見は)障害者に限らない話で、ワークライフバランスもあるし、誰にでも適用されるユニバーサルな課題
- (3)・内容はこれでいいが長い。「複合的な要因または制度の狭間などの障壁、これを除去するための体制整備」など

ユニバーサルツーリズムの参加・参画の側面を強調するために(5)に文言追加

現行 基本理念 3 「情報」

生活に必要な情報を円滑に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

インターネットやスマートフォンなどの情報通信技術を活用したり、筆記や手話、音声や光など様々な情報伝達手段を組み合わせたりして、だれもが理解しやすい情報を容易に入手できるようにする。また、地域コミュニティなどの場で、だれもが容易に情報交換できる環境をつくる



前回 基本理念 3 「情報」

生活に必要な情報を円滑に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

ひょうごスマイル条例に基づき、情報通信技術(ICT)の活用や、筆記や手話、音声や光など様々な情報伝達手段を組み合わせることにより、だれもが理解しやすい情報を容易に入手でき、利用し、意思疎通を図ることができるようにする。特に災害時にだれも取り残されることのないよう、必要な情報が届く体制を整備する



今回 基本理念 3 「情報」

生活に必要なあらゆる情報を円滑かつ適切に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

ひょうごスマイル条例に基づき、様々な情報伝達手段を組み合わせることにより、だれもがどのような時でも理解しやすい情報を容易に入手でき、利用し、意思疎通を図ることができるようにする。特に災害時にだれも取り残されることのないよう、必要な情報が届く体制を整備する。また、情報通信技術を安全・安心に利用できる社会をめざす

・すべての県民に必要な自分の身を守る情報を日常的に取れる状況にはまだない。命や財産、家族、そういうすべてを守る情報も含まれる。特に兵庫は災害を経験しているので危機に対応できるような部分も入ったほうがよい

「また」以下は、新設の(5)に対応。スマイル条例にはこれに関する明確な記述がないため「また」と分けた

- (1) 手話、点字等の多様な方法により、全ての人が情報を円滑に取得することができる措置の実施
- (2) 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保
- (3) 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備
- (4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受することができる環境の整備

前回案《県施策の基本的方向》

- (1) 手話、点字等の多様な方法により、全ての人が情報を円滑に取得及び利用することができる措置の実施
- (2) 手話通訳、点訳、**外国語通訳**等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保
- (3) 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備
- (4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受することができる環境の整備

今回改正案《県施策の基本的方向》

- (1) 手話、点字、**音声自動翻訳機**等の多様な方法により、全ての人がどのような時でもあらゆる情報を円滑に取得及び利用することができる措置の実施
- (2) 手話通訳、点訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保
- (3) 災害時の支援が特に必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報をいつでも迅速かつ的確に伝達する体制の整備
- (4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が**安全・安心**に享受することができる環境の整備
- (5) インターネット等でのマイノリティーの方を含む他者への人権侵害の抑止や情報リテラシーの向上など誰もが加害者にも被害者にもならないための取組の実施

(3)・「災害時」に防災も含まれているのか。私にはそこが分からなかった。

(5)・自分に関する情報をコントロールできるということも含めて、書きぶりを変えないといけないのではないか

・ICTの負の側面に関して加害者にも被害者にもならないということについて、(5)として新しく加えたらよいと思う

・県施策の取組指針に1つ項目立てるような感じではないと思うが、例えば、この項目については「マイノリティの方も含めて」とか、「配慮して」というような感じで、指針のどこかに反映していただければ。

現行 基本理念 4 「まち」

福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

高齢者や障害のある人をはじめ、だれもが、住み慣れた地域で、自立し、安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズムデザインの観点から、自宅から街なかへはもちろん、どこへでも安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める



前回 基本理念 4 「まち」

福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

だれもが、住み慣れた地域で、自立し、安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズム条例の理念を踏まえ、自宅から街なかへはもちろん、行きたいところに気兼ねなく安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める



今回 基本理念 4 「まち」

福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

だれもが、地域で安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズム **推進** 条例の理念を踏まえ、自宅から街なかへはもちろん、行きたいところに **自由にかつ** 安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める

- ・あまりコミュニケーション取りたくないという人が増えたときはどうか。しかし、いざという時に助け合えることができるのは、やはり最低コミュニケーションが取れている地域。だからどこを起点として住みやすいと言えるのか
- ・住み慣れていない所にいきなり来ても、やはり自立して安心して住みたい。
- ・「気兼ねなく」はいい表現だなと思った
- ・「気兼ねなく」は障害者等が気兼ねしていることが前提になってしまうため、「気兼ねなく」の意味も含んだ「自由に」としてはどうか(後日追加で出された意見)

現行《県施策の基本的方向》

- (1) 心身の機能の低下その他の事由による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備促進
- (2) 安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備促進
- (3) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備
- (4) 自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービス提供の促進

前回案《県施策の基本的方向》

- (1) 心身の機能の低下などによる利用の状況の変化に対応した住宅の整備促進
- (2) 安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備促進
- (3) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備
- (4) 自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービス提供の促進

今回改正案《県施策の基本的方向》

- (1) 住宅確保要配慮者への住まう権利の保障に向けての取組の実施
- (2) 心身の機能の低下などによる状況の変化に対応した住宅の整備
- (3) 安心して、公共施設等を利用し、又は通勤や通学、通所、買い物、若しくは旅行等を含むあらゆる生活の場面において公共交通機関等により円滑に移動するためのハードソフト両面での整備促進
- (4) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備
- (5) 自治会やNPO法人、ボランティア団体、民生委員等多様な主体による市民活動や、医療及び介護等地域に安心をもたらす社会サービスの提供促進

- (1)・居住確保の要配慮者の住まいの確保をどこに入れるか。誰もが住まう権利を享受できるように
- (2)・整備促進だけでなく、マッチング、在宅で暮らしたい人が暮らせるような今あるものをうまく使ってというような表現を足した方がよい
・「心身の機能低下による利用状況の変化」の部分は大切。一人暮らしの方など高齢者支援の促進も含めてもらえたらと思う
- (3)・「外出移動ができるためのハードソフト両面での体制の整備」とか或いは「生活空間の整備」というようにしていくといい
・障害児者の通学、作業所への通所の際ヘルパーが使えないため問題解決になるようなことを含めてほしい(参加かも)
・安心して暮らすというのは、事業、介護、その他買い物も入るし、交通移動などいろいろ入ってくる。「5もの」で出した意見
- (5)・見守りをする主体に従来の地縁団体に加えボランティア団体やNPO法人が入らざるを得ない状況に地域が変わってきている
・「見守り」に限定しない方がよい(後日追加で出された意見)

現行 基本理念 5 「もの」

全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

生活に必要なモノやサービスを、ユニバーサルデザインの観点から、だれもが利用しやすく、満足のできるものとする。また、サービスの提供者と利用者が信頼関係で結ばれる質の高いサービスをめざす



前回 基本理念 5 「もの」

全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

生活に必要なモノやサービスを、ユニバーサルデザインの観点から、だれもが利用しやすく、満足のできるものとする。また、サービスの提供者と利用者が信頼関係で結ばれる質の高いサービスをめざす



今回 基本理念 5 「もの」

全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

生活に必要なモノやサービスを、ユニバーサルデザインの観点から、だれもが利用しやすく、満足のできるものとする。また、理にかなった工夫の積み重ね(合理的配慮等)により、障害のある人などの活動を制限している障壁を取り除いたサービスの提供をめざす

「4まち」の(4)との違いは、個別のサービスではなく、サービス全般であること。このため、合理的配慮をこの項目に移動。合理的配慮は障害者対象だが、妊婦や高齢者も含めるために「合理的配慮等」「障害のある人など」とした。

現行・前回案《県施策の基本的方向》

- (1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進
- (2) 先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進
- (3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービス提供の促進

今回改正《県施策の基本的方向》

- (1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発・普及の促進
- (2) 全ての人にとって利用しやすいよう先端的な技術を活用した製品・サービスや医療又は介護の提供のための研究開発・普及の促進
- (3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービス提供の促進並びに障害のある人などへの理にかなった工夫の積み重ね(合理的配慮等)によるサービス向上の促進

- (1)(2)・「研究開発の促進」で止まっているが、可能であれば、「研究開発及び普及」とかいう言葉を入れていくといい
- (2)(3)・サービスはどのような扱いにするのか大きな問題。この改正案を作って、もし10年間これで行くとしたら、無人のタクシーや、自分の自家用無人自動車を誰もが使えるようになっているだろう。おそらく移動の話やサービスをどうやって受けるかとか、いろんな議論、サービスが実際に始まるだろう